

横浜市行政不服審査会答申  
(第14号)

平成29年 7 月 25 日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「行政証明不交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

審査請求人は、平成 28 年 9 月 14 日、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項の規定により、西区長（以下「処分庁」という。）に対して、審査請求人の子を筆頭者とする戸籍の附票の写し（以下「本件戸籍の附票の写し」という。）の交付請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、同年 10 月 5 日、処分庁からこれを不交付とする決定（行政証明不交付決定処分。以下「本件処分」という。）を受けたことから、その取消しを求めて審査請求を行ったものである。

なお、審査請求人は、横浜市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー等被害者支援のための住民基本台帳事務取扱要領（平成 16 年 7 月 1 日市窓第 45 号。以下「横浜市要領」という。）に基づく支援措置制度において、加害者とされている者である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人の子は、審査請求人の住所を利用し、消費者金融業者等から借金を重ねたため、平成 18 年 12 月 28 日、審査請求人は、居住地の市役所に対して、今後、審査請求人の子が審査請求人の住所を使用しないよう申し込んでいる。
- (2) 平成 20 年 4 月 24 日、横浜地方裁判所は、審査請求人の子が、審査請求人の住居に不法に侵入し、家財等を持ち去ったこと等の行為について、審査請求人の子が審査請求人に対して、175 万円を支払うよう命じる判決を下し、同判決は同年 5 月 13 日に確定している。
- (3) 審査請求人は、長野地方裁判所佐久支部に対して、審査請求人の子が住民登録をしている住所を執行の場所として、審査請求人の子に対する動産執行申立てを行ったが、当該住所に居住していた審査請求人の子の母は、審査請

求人の子はここには住んでいない旨の回答をし、審査請求人の子は虚偽の住所を使用している。

- (4) 以上の事情によれば、審査請求人の子に対する暴力等のおそれは全くなく、審査請求人の子は、(2)の支払いから逃げるために支援措置を悪用していることが明らかであるから、審査請求人に対して、本件戸籍の附票の写しが交付されないことは不当である。

#### 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人の子から住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日法務省民事局長等通知。以下「法務省要領」という。)第5-10に基づく支援措置の申出が、他の地方公共団体に対してなされており、当該他の地方公共団体から転送を受けた当該申出に係る支援措置申出書の写しには、警察等の相談機関等による「支援の必要性があるものと認める」旨の意見が付されていた。

したがって、当該転送は、法務省要領第5-10-アからエまでの規定に基づき適正に行われたものと判断し、横浜市要領6-(3)-イの規定に基づき、当該他の地方公共団体において支援措置対象者とされた審査請求人の子について、横浜市においても支援の必要性があると判断した。

- (2) 法第20条第1項では、「戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる」と規定されているが、法務省要領第5-10-コ-(イ)-(A)によれば、支援措置対象者に係る戸籍の附票の写しについて、加害者から交付請求がなされた場合には、同条第5項の規定により準用する法第12条第6項の不当な目的によることが明らかとして、当該請求を拒否することとされている。

- (3) 審査請求人は、本件請求における利用目的について、3(2)の執行手続のためである旨としているが、執行手続のための現住所の必要性と被害者の生命・身体の安全を勘案した場合に請求に特別の必要があるとは認められない。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 本件請求の拒否の適法性・妥当性

ア 支援措置が採られていることを理由として、本件請求を拒否できるか

本件処分は、法第20条第5項の規定により準用する法第12条第6項の規定に基づきなされたものであるところ、同項は「請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる」と定めるので、支援措置制度における加害者からの請求が「不当な目的によることが明らかなき」に当たるか検討する。

この点、「不当な目的」とは、「他人の住民票（戸籍の附票）の記載事項を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索し、また暴露したりなどしようとする」とされている。

ところで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）は、地方公共団体に対して配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有することを定めている。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）は、ストーカー行為等の相手方の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止すること等を目的とした上で、地方公共団体に対しても、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及等に努めなければならないことを定めている。そして、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）は、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とすることを定めている。

これらの各法律の規定に鑑みれば、これらの各法律における被害者に加

え、これらの被害者に準ずる者の生命・身体の保護を図るために、地方公共団体において、一定の施策を講じることは妥当であるといえ、その上で、全国の地方公共団体では、具体的な施策として、横浜市要領と同等の内規により、国の技術的助言である法務省要領に基づいた統一的な支援措置の制度を設けている。

この支援措置の制度は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、戸籍の附票の写し等の交付制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の生命・身体の保護を図ることを目的としており、具体的には、加害者が、支援措置が採られている者に係る戸籍の附票の写しの交付請求をした場合には、不当な目的があるものとして、当該請求を拒否することとしている。

また、この支援措置の制度自体については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）に基づく損害賠償請求事件の例ではあるが、「支援措置制度は全国の他の地方自治体においても行われているものであり、それ自体、合理的な目的と内容を有するもの」（東京地方裁判所平成 28 年 3 月 30 日判決（平成 27 年（ワ）第 28779 号））とされていることから、被害者の生命・身体の保護を図るための施策として、合理的な目的と内容を有するものであるといえる。

そして、この支援措置の制度は、相談機関から聴取した意見に基づいて、地方公共団体が支援措置を決定するという制度設計であることからすれば、戸籍事務所管課は、その前提となる支援措置対象者に対するドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の有無までは、判断すべきものではなく、できるものでもないと解される。これは、本件処分の審査請求手続が、支援措置対象者と審査請求人の二者を対立当事者とする手続ではなく、支援措置対象者に何らの手続保障もないことからしても明らかである。

したがって、これらの諸点を踏まえれば、本件においては、審査請求人の子は、現に審査請求人によるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為について、警察等の相談機関等に相談し、当該相談機関等から支援の必要性があるとされ、他の地方公

共同体において支援措置が決定されており、処分庁は、横浜市要領の規定に従い、当該他の地方公共団体から当該支援措置に係る申出書の写しの転送を受け、支援措置を決定しているのであるから、イで述べる請求に特別の必要が認められる場合は格別として、これをもって本件請求は、「不当な目的によることが明らか」として、拒否できるものと解するのが相当である。

#### イ 利用目的等の厳格な審査

もともと、法は、他の目的に先立ち、住民の居住関係の公証を掲げており（法第1条）、行政機関に対する申請に対して添付が必要であるなど、戸籍の附票の写し自体が、請求における利用目的のために必要不可欠であり、他の手段では代替できないと認められる場合といったように、請求に特別の必要が認められる場合には、請求を拒否することは相当でないと解されるから、本件処分の審査請求手続においては、その請求事由について、より厳格な審査を行う必要があると解される。

この点について、法務省要領第5-10-コ-(イ)-(A)によれば、上記のような請求に特別の必要が認められれば、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に地方公共団体が交付するなどの方法により、加害者に交付しないで目的を達成することが望ましいとされている。これは、加害者とされている者の権利行使に配慮する趣旨であると解されるが、他方でこのような交付方法は、あくまでも被害者の住所を加害者に探索されることを防ぐことで生命・身体等への危害から被害者を保護するという支援措置の目的を害しない範囲に限り認められるものであると解すべきである。

そこで、以下本件請求に特別の必要があるといえるか検討する。

審査請求人は、本件請求に係る戸籍の附票の写し請求書において、本件戸籍の附票の写しの利用目的を「175万円支払いの判決の執行手続き」のためとしているところ、証拠上は、審査請求人が審査請求人の子に対して債権を有していることが認められる。

また、本件審査請求において、審査請求人は、審査請求人の子に対する上記判決に係る損害賠償請求権の時効中断のために、横浜地方裁判所に訴訟を提起したことを証する訴状等を証拠として提出しており、審査請求人が、審査請求人の子に対して訴訟を提起していることが認められる。

そして、当該訴訟の手続は、審査請求人が本件審査請求において提出した「公示送達の依頼と題する文書」等によれば、公示送達の方法によりなされていたと推認することができ、更に、その後、審査請求人において訴えを取り下げていることが認められる。

このような経緯に照らせば、審査請求人は、審査請求人の子に対する債権回収のための手段として、執行手続や上記訴訟提起を選択し、そのために本件戸籍の附票の写しの交付を求めているものと認めるのが相当である。

しかしながら、本件において、本件戸籍の附票の写し自体が、当該債権回収のための手段としての執行手続に必要な不可欠であると認めるに足りる証拠はない。

また、訴訟手続において、被告の住所等が知れない場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第110条第1項の規定により、公示送達の方法によりすることができる場所、審査請求人が提訴している上記訴訟の手続においても、公示送達の方法によって手続が進められていたことが推認され、かつ、審査請求人において訴えを取り下げていることによれば、本件においては、審査請求人が求める裁判手続そのものが本件戸籍の附票の写しがないことにより追行できないという事情も認められない。

更に、本件審査請求において、その他本件戸籍の附票の写しが必要不可欠であることを基礎付ける主張及び証拠も認められない。

したがって、本件において、本件戸籍の附票の写し自体が、債権回収のために必要不可欠であり、他の手段では代替できないとまでは認められないから、本件請求に特別の必要を認めることはできない。

以上のとおりであるから、法第20条第5項の規定により準用する法第12条第6項の規定により本件請求を拒否した処分庁の決定は、結論として、適法かつ妥当といえることができる。

## (2) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

## (3) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

| 年 月 日      | 審 理 手 続 の 経 過            |
|------------|--------------------------|
| 平成29年2月7日  | ・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼 |
| 平成29年3月1日  | ・ 弁明書の受理                 |
| 平成29年3月10日 | ・ 審査請求人から証拠書類の受理         |
| 平成29年3月14日 | ・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼  |
| 平成29年4月4日  | ・ 反論書の受理                 |
| 平成29年4月12日 | ・ 反論書（副本）の送付             |
| 平成29年5月11日 | ・ 質問書の送付                 |
| 平成29年5月17日 | ・ 質問書回答受理                |
| 平成29年6月21日 | ・ 審理手続の終結                |
| 平成29年6月27日 | ・ 審理員意見書の提出              |

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

| 年 月 日      | 調 査 審 議 の 経 過                    |
|------------|----------------------------------|
| 平成29年6月27日 | ・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理<br>・ 調査審議 |
| 平成29年7月25日 | ・ 調査審議                           |